

国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する「国家戦略特別区域 家事支援外国人受入事業」に係る解釈の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 16 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業については、家事を代行し又は補助する業務、これを行う外国人の要件及び当該外国人を受け入れる本邦の公私の機関の基準を、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）（以下「令」という。）で定めるとともに、同条第 3 項に基づき、当該外国人に対する研修の実施及び情報の提供等について特定機関（所定の基準に適合する本邦の公私の機関）が講ずべき措置を定めた指針（以下「指針」という。）を決定している。

上記の令及び指針に関する解釈が平成 27 年 11 月 12 日に定められているところ、本事業に基づき外国人家事支援人材の受入れが開始されてから約 3 年が経過したことから、これまでの本事業の実施状況等を踏まえ、指針の改正と併せ、本事業の更なる活用や適正な実施に向け、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）家事支援活動を行うために必要な日本語能力を確認するための試験の追加

家事支援活動を行うために必要な日本語の能力は、独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験（J L P T）」の N 4 程度としていたところ、同等の日本語能力を有していることを測るものとして以下の試験も対象とする。

- ・株式会社語文研究社が実施する J．T E S T 実用日本語検定の D - E レベル試験において 350 点以上又は A - C レベル試験において 600 点以上
- ・株式会社専門教育出版が実施する 日本語 N A T - T E S T の 4 級以上

（2）指針で定める稼働率の算定に係る規定の整備

特定機関が本事業を的確に遂行していることとするための目安とする 所定の稼働率を 4 割とし、以下の計算式に基づき算定するものとする。

稼働率＝（延べ利用時間※ 1）÷（延べ就労日数※ 2 × 標準雇用契約書における一日当たり労働時間）

※ 1 様式第 2 号の「2 延べ利用時間」から直近 6 か月分を抽出。

※ 2 様式第 3 号の「2（1）就労日数 ②延べ日数」から直近 6 か月分を抽

出。ただし、病氣中、又は取得すべき休暇中の人材あるいは指針第4第9号に規定する研修へ参加している人材は別紙の提出により、集計の対象外とすることができる。

(3) その他

本解釈策定後の国家戦略特別区域法の改正による根拠条文の修正や家事支援活動における研修の位置づけの明確化等、所要の改正を行う。

3. 適用期日

令和2年3月（予定）